主 文

一 本件控訴を棄却する。

二 原判決主文中、第一項に「原告と被告とを離婚する。」とある次に、第二項として、次のとおり付加する。

控訴人と被控訴人間の長女A (昭和三五年一二月一日生) および次女B (昭和三八年四月二二日生) の親権者をいずれも被控訴人と定める。

三 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実

控訴代理人は、「原判決を取消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、主文第 一項同旨の判決を求めた。

当事者双方の主張および証拠の関係は、次に付加するほか、原判決事実摘示と同じであるから、これを引用する。

(控訴代理人の陳述)

- 一本件においては、控訴人の飲酒、性的要求過多による被控訴人への暴力、不当な要求の有無が最大の争点となつている。しかし、原判決も認定するように、控訴人に関して、職場や住居の近所において、とくに飲酒のうえ地域の人に迷惑をかけたり女遊びをするなどの噂は聞かれず、控訴人に暴行歴がないこと、長年にかるる独身生活にもかかわらず女性関係がないこと、そして、控訴人が建設関係の仕事に従事し、肉体的重労働を職業としていることなどからみて、控訴人の飲酒、性生活面からの暴力、不当な要求があり得べからざることは、何人の目にも明らかである。被控訴人は、結婚当初から控訴人の性的要求が激しく、宵から朝にかけて続き、身体の健康を害し、その後は控訴人を避け続けたというが、被控訴人は、結婚後一年七か月あるいは五年後にそれぞれ控訴人と交渉を持ち、二女児を出生しているのである。
- 二 控訴人と被控訴人とが、結婚式を挙げて以来昭和四一年八月までの間に、二年半程しか同棲しなかつたとの被控訴人の主張は、事実に反する。控訴人が逮捕された昭和四一年八月頃以前から、右両名が離婚を前提として別居状態にあつたものではなく、その後、控訴人の服役中および仮釈放後も極めて円満であつた。
- (一) 被控訴人は結婚式後半月足らずで実家に帰つたが、実家に帰つていた期間は一年ではなく、二か月足らずである(乙第五号証参照)。 (二) 控訴人は建設関係の什事に従事していた問係し、「第1000円である」
- (二) 控訴人は建設関係の仕事に従事していた関係上、長期間出張を重ねたことがあり、その間被控訴人が腎臓病のため実家に帰つたことはあるが、控訴人との関係が不和になつて実家へ帰つたことはない。
- (三) 被控訴人は、昭和三三年八月頃より同三四年一二月頃までは、控訴人とともに、刈谷市所在の関興業株式会社の社宅に居住していた(乙第五六号証)。
- (四) 被控訴人は昭和三五年一二月八日頃、控訴人とともに、愛知県知多郡 a 町大字 b 字 c d 番地に居住し、同三六年一月一六日、同字 e f 番地に転居し、同四二年一二月七日まで同所に居住した(乙第四九号証)。
- (五) 控訴人と被控訴人間の長女Aは、昭和四二年三月二〇日まで東海市高横須賀保育園に在園しており、少なくとも同日までは、被控訴人が前項記載の愛知県知多郡a町大字b字ef番地の控訴人方に居住していたことを示している。
- (六) 控訴人は、昭和四一年八月頃刑事事件によつて逮捕勾留されたが、被控訴人は昭和四二年三月三一日付の控訴人の保釈請求に当たつて、同日付身柄引受書を提出し、また、控訴人の服役中はたびたび面会にきたり、手紙をよこしたりして、妻としての愛情を示し、昭和四三年一〇月二八日仮釈放後は、約五か月間控訴人や子らとともに愛知県半田市g町h番地において同居し、被控訴人とともに保護司のところへ同道している。しかるに、その後は、被控訴人は正当の理由なく家を飛び出して控訴人と別居し、婚姻を破壊した。
- (七) したがつて、被控訴人が結婚直後から控訴人との離別を決意しては実家に戻つていたとか、昭和三三年四月以降同四一年六月までの約八年間における実質的な同居期間が合計してわずか二年半程度であり、同四一年六月頃から完全な別居状態を六年間も継続したという原判決の認定は、明らかに事実を誤認している。 三 被控訴人の本訴請求は、有責配偶者による離婚の請求であるから、棄却され
- 三 被控訴人の本訴請求は、有責配偶者による離婚の請求であるから、乗却されるべきである。すなわち、控訴人の服役中の被控訴人のCとの次に記する浮気は、いわゆる不貞行為にあたり、控訴人の服役前に本件婚姻が破綻していたということは認定されないからである。
 - (一) 被控訴人は、控訴人の妻でありながら、暴力団員であるCと約二年八か

月にわたつて同棲し、三回にわたつて人工妊娠中絶をした。乙第四〇号証による東海市D医院長発行の証明書は、昭和四三年五月二九日に三人目の胎児を中絶したことに関するものであり、乙第五二号証による半田市E旅館主発行の宿泊名簿に記載された宿泊の昭和四四年九月六日頃まで約二年八か月間にわたり、控訴人の刑務・出所後も肉体関係を続けていたものである。すなわち、乙第四〇号証によれば、被控訴人は昭和四三年五月二九日人工妊娠中絶をし、当時妊娠三か月であつたというのである。しかるに、控訴人は昭和四一年八月頃逮捕され、その以後同四三年一〇月二八日仮釈放されるまで、継続して拘束されていたのであるから、被控訴人が控訴人に離婚を申し出たのよい昭和四三年一〇月三〇日頃であるから、離婚の意思表明の前から、他の男性と肉体関係を持ち、懐胎したことは明白である。

(二) 被控訴人が有責配偶者にあたらないというためには、昭和四一年八月以前にすでに婚姻が破綻していたというほかない。しかし、控訴人と被控訴人は、被控訴人が実家において療養していた期間以外は、控訴人方において同居していたものであり、控訴人が逮捕された昭和四一年八月頃まではもちろん、その後も極めて円満であつて、妻として、あるいは控訴人の減刑のために尽力し、仮釈放後も控訴人と同居し、更生への協力を惜しまなかつた。

(三) 仮に被控訴人が結婚直後から離婚を決意していたとしても、控訴人が離婚を望まない以上、被控訴人において、婚姻を育成発展させる努力をすべき義務があったのにかかわらず、被控訴人はその努力を怠った。

あつたのにかかわらず、被控訴人はその努力を怠つた。 (四) また、被控訴人の心因性反応ないし精神分裂病の原因が、控訴人の飲酒、性生活面における被控訴人に対する暴力、不当な要求にあつたという証拠はない。被控訴人の発病原因の究明は、あくまでも医学的判断、学問的判断によるべきである。なお、被控訴人が精神障害者であることは、F病院長の診断によつて明らかなところである。

四 控訴人の被控訴人に対する執拗な捜査は、夫婦である以上妻を捜し求めるの は当然であり、それは一面において、控訴人の愛情の深さを物語るものである。

六 結局、本件の真相は次のとおりである。

控訴人と被控訴人は、結婚以来控訴人が逮捕された昭和四一年八月まで、仲睦まじい夫婦であり、二人の間に子供でもできればうまくゆくだろうと期待できるような関係が少なくとも昭和三八年頃まで続いた。二人の間に溝ができたのは、控訴人が逮捕された後、被控訴人が一杯呑み屋に勤めるようになり(半田市:町の小料理店日に勤務、乙第三一、三二号証)、そこでCと知り合い、肉体関係が生じた結果である。したがつて、仮に本件婚姻が破綻したとすれば、それは被控訴人の不貞によるものである。

(被控訴代理人の陳述)

- 右控訴人主張事実中、一は否認する。
- 二同二は否認する。

(一) 控訴人は、乙第四九号証をもつて、被控訴人が昭和三五年一二月八日から同四二年一二月七日まで愛知県知多郡 a 町大字 b に居住していたと主張するが、被控訴人は、住民登録をそのままとして、ほとんどを実家である半田市の I 方で居住していたものであり、乙第四九号証はただ外国人登録世帯台帳に基づいて証明したにすぎないもので、実際の居住の事実を証明したものとは考えられない。このことは、その期間中の昭和四〇年三月二二日に控訴人が名古屋市 j 区 k 町 l 番地へ転

出していることから認められる(甲第一六号証の二、八)。 (二) 控訴人と被控訴人間の長女Aは、昭和四一年四月当時すでに被控訴人、 .女Bとともに、被控訴人の実家である愛知県半田市g町h番地のⅠ方に居住し て、同年四月一日、同地の半田市東保育園に入園し、同四二年三月三一日卒園して いるのであつて、控訴人主張の高横須賀保育園には通園したことはない(甲第一五 号証の一、二、第一六号証の一ないし七)。

 $(\underline{\Xi})$ 仮に被控訴人が、控訴人主張のとおり、昭和四二年三月三一日付身柄引 受書を提出したとしても、それは、控訴人が保釈出所したい一念であつたため、控 訴人から強い要求がなされ、一応その頃身分上は妻としての立場から、やむなくこ れに応じたものであつて、身柄引受書と離婚の意思とは別個の問題である。

その当時においては、もはや両者の関係はすでに完全に破綻していたものであ

同三は否認する。

被控訴人は、控訴人と結婚直後頃精神に異常をきたしたことはなく、したがつ て、そのような症状のため医師の診断をうけたことはない。また、被控訴人はCと 面識がなく、関係のないものであり、したがつて、同人との不貞行為の事実は全く ない。

四 同四ないし六はいずれも否認する。

(証拠)(省略)

曲

一本件離婚訴訟につき、わが国の裁判所に裁判権があることについては、原判 決理由一に記載のとおりであるから、これを引用する。 二被控訴人主張の離婚原因事実に関する認定は、原判決理由二に記載のとおり

であるから、これを引用する。ただし、次のとおり付加、訂正する。

(-)原判決理由二の認定のために列挙の各証拠に、次の各証拠を加える。 その方式および趣旨により公務員が職務上作成したものと認められるので、真正 な公文書と推定すべき甲第一八号証、乙第一〇九号証、当審における被控訴本人尋 問の結果。

 $(\underline{-})$ 原判決九枚目裏三行目から六行目までを次のとおり訂正する。

控訴本人尋問の結果中以上の認定に反する部分は、いずれも前掲各証拠(前記

(一)の付加証拠を含む)に照らし措信し難く、他に右認定に反する証拠はない。 乙第四八号証には、Aは、もと住所愛知県知多郡a町大字b字ef番地であつ て、昭和四一年四月一日より同四二年三月二〇日まで東海市立高横須賀保育園(当時、a町立高横須賀保育園)に在園していたことを証明する旨の東海市長名義の証明の記載があり、また、乙第四九号証、第九九号証の一には、控訴人と被控訴人が昭和三六年一月一六日に愛知県知多郡a町大字b字cd番地から同字ef番地に転 居し、引続き昭和四二年一二月七日まで同所に居住したことを証明する旨の東海市 長名義の記載があり、これらの記載によれば、Aが右高横須賀保育園に在園した当 時、その住所は控訴人および被控訴人の住所と一致するので、あたかも控訴人と被 控訴人が右住所において同居していたかのごとくである。しかしながら、その方式 および趣旨により公務員が職務上作成したものと認められるので、真正な公文書と 推定すべき甲第一四号証、第一五号証の一ないし三、第一六号証の一ないし八、当 審における被控訴本人尋問の結果によればAの右高横須賀保育園在園期間について は、右乙第四八号証の記載は誤りであつて、正確には昭和四〇年四月より同四一年 三月までであり、昭和四一年四月一日から同四二年三月三一日までは半田市東保育 園に在園したものであること、控訴人および被控訴人の各住居に関する前記乙第四九号証、第九九号証の一の記載は、外国人登録台帳に基づくもので、実際の同居状態を調査した結果に基づくものではなく、かつ、同台帳上でも、控訴人は右Aが前 記高横須賀保育園に入園した昭和四〇年四月以前の昭和四〇年三月二二日、すでに 名古屋市 j 区 k 町 l 番地に転出しており、前掲乙第四九号証、第九九号証の一の台 帳上の記載の昭和四二年一二月七日まで愛知県知多郡a町大字b字ef番地に居住 となつているのは、被控訴人のことであつて、被控訴人は昭和四二年一二月七日に 同所から半田市g町h番地へ転出しており、前掲乙第四九号証、第九九号証の一の 右記載は正確でないことが認められる。そして、前記引用の原判決理由二で認定の

とおり、被控訴人はしばしば子らを連れて実家である半田市g町h番地I方に居住していたものである。これらの事実と、弁論の全趣旨により真正に成立したことの認められる乙第一八号証、その方式および趣旨により公務員が職務上作成したものと認められるので、真正な公文書と推定すべき乙第六七号証の一ないし四、第一と記述、原審および当審における被控訴本人尋問の結果を総合すると、控訴人とした形跡控訴人が、愛知県知多郡a町大字b字ef番地を婚姻共同生活の根拠とした形跡は、せいぜい昭和四一年二、三月まで存在するだけで(その間にも、被控訴人はままでは、世いぜいる方が多かつた)、同年四月には、被控訴人は離婚を決意している方が多かつた)、同年四月には、被控訴人は離婚を決意している方が多かった)、同年四月には、被控訴人は離婚を決意して日半日市の保育園に入園したことが認められ、右認定に反する乙第一六、一七号証の記定に原審および当審(第一、二回)における控訴本人尋問の結果中、以上の認定に反する部分は措信し難い。

反する部分は措信し難い。 次に、乙第六四号証、第九七号証、当審における控訴本人尋問の結果(第一回)によれば、被控訴人名義の身柄引受書が、昭和四二年三月七日付て名古屋地方裁判所に、同年三月三一日付で名古屋高等裁判所にそれぞれ提出されたことが窺われ、また、乙第七六号証の一、二、成立に争いのない乙第一〇一号証の二によれば、発信人被控訴人名義の手紙が昭和四二年一一月二七日富山刑務所に服役中の控訴人によつて受信されたことが窺われる。しかしながら、当審における被控訴本人可能しての地位にある者として、世間体もあり、控訴人の社会復帰を願つているかのごとき態度を司法官制では、離婚の決意には変りがなかつたことが認められ、右認定によりにより、企業の表情により、表情により、企業の表情

さらに、乙第一〇一号証の三(富山刑務所庶務課長の控訴人に対する文書)によれば、被控訴人が昭和四二年一二月四日に叔父M(前記Kのこと)とともに富山刑務所において控訴人と面会したことが窺われるけれども、原審および当審における被控訴本人尋問の結果によれば、被控訴人としては、昭和四一年六月実家に帰つて、その母や叔父に離婚をしたいといい、それまでの事情をはつきり打ち明け、一応の賛成を得たが、控訴人が同年八月頃逮捕され、続いて服役することになつたため、控訴人が服役中に離婚することもできず、出所してから離婚手続を進めることとしていたものであつて、控訴人主張のように両人の仲が極めて円満であつたとはとうてい認め難いものである。

以上のほか、乙第一八ないし二〇号証、第六七号証の一ないし四、第七四号証の一、二、第七五号証、第七九号証の一、二、第九一号証、第一〇〇号証の一ないし三、第一〇四号証、第一〇八号証の各記載、原審証人Nの証言は、いずれも右認定を左右するに足らず、他に右認定に反する証拠はない。 三 控訴人は、被控訴人は精神病歴のあることを隠して結婚し、控訴人と同棲して経済に、原本の特殊の関係が発症し、控訴人は表えばなる。

三 控訴人は、被控訴人は精神病歴のあることを隠して結婚し、控訴人と同棲して一週間位後に高度の精神分裂病が発病し、控訴人はあらゆる手段を講じ被控訴人を養護してきたと主張するが、乙第六、七号証、第一五号証、第九〇号証の各記載、前掲証人黄順連の証言、原審および当審(第一、二審)における控訴本人尋問の結果中右主張に副う部分は、原審証人Iの証言およびこれにより真正に成立したことの認められる甲第五号証、原審および当審における被控訴本人尋問の結果に照

らし措信し難く、他に右主張を認めるに足りる証拠はない。

デた、控訴人は、被控訴人を家出人として警察へ捜索願をしたり、精神分裂病罹患者で自己および他人に危害を加えるおそれのある者と強弁詐称して、形式上は夫として保護義務者の地位にあるのを奇貨とし、精神衛生法を悪用して、被控訴人を強制収容して、自己の実力の支配下に置こうとしたものであることが明らかである。すなわち、

弁論の全趣旨により真正に成立したことの認められる乙第二号証の一、二、第 八、九号証、甲第五、六号証、その方式および趣旨により公務員が職務上作成した ものと認められるので、真正な公文書と推定すべき乙第二七ないし二九号証、原審 および当審(第一、二回)における控訴本人尋問の結果によると、控訴人は、昭和 四五年六月六日付で、愛知県知事に対し、被控訴人について、「精神障害者または精神障害者の疑いのある者の診察および保護申請書」を提出し、同年六月二四日こ れを受理されたが、精神衛生鑑定医の調査、診断の結果、同年八月、被控訴人は正常であつて精神障害は認められず、また、過去において保護を必要とするような精神病に罹患したとも思われないとされたこと、そのほか、控訴人は、昭和四三年二 月二八日、愛知県半田警察署長に対し、被控訴人は同年一一月六日午後七時頃家出 をしたといつて、家出人捜索願出をし、これを受理され、さらに、同四四年三月-九日、愛知県港警察署長に対し、家出人捜索願の届出をしたこと、また、控訴人 は、同四五年八月、中部管区警察局に対し、精神障害者の護送申請書を提出した が、同申請書は愛知県警察本部に転送され、同年一二月、愛知県警察本部長から、被控訴人の警察保護については、被控訴人は居所がわかつており、警察の呼出および精神鑑定医の診断にも応じていること、ならびに、精神衛生鑑定医の診断によれば、正常にして精神障害は認められないとされているので、被控訴人を家出人とし て扱うこともできないし、強制入院等の措置はとれないとの連絡を受けたこと、控 「精神障害者強制保護理法書」と題し、「秘」の判を押して、公文書まが いの体裁をした書面を作成し、被控訴人が医師から精神分裂病の診断を受けたごと く作為し、強制的に入院させようと図つたことが認められ、前掲乙第一四号証、同第八九、九〇号証、当審における控訴本人尋問の結果(第一回)により真正に成立したことの認められる乙第八〇号証の一、乙第八四号証、第八六号証の各記載、前掲証人黄順連の証言、原審および当審(第一、二回)における控訴本人尋問の結果 中右認定事実に反する部分は措信し難く、乙第五五号証、第五九号証、第七七号 証、第八〇号証の二の各記載は右認定を左右するに足りず、他に右認定に反する証 拠はない。

右のほか、弁論の全趣旨により真正に成立したことの認められる甲第八号証、原審における被控訴本人尋問の結果によれば、控訴人は、昭和四四年一〇月頃から同四五年六月一〇日頃までの間に、長女Aの小学校担任教諭に対し、学校または自宅に電話をしたり、学校へ訪ねたりして、妻を保護したいので、Aに妻の居所を聞き出してほしいと、しつこく頼み込んでいたことが認められ、乙第七八号証は右認定を左右するには足りない。

四 次に、控訴人は、被控訴人は控訴人の服役中Cと二年八か月にわたつて肉体 関係を持ち、不貞行為をした旨主張する。

弁論の全趣旨により真正に成立したことの認められる乙第四〇号証、第五七号証

によれば、被控訴人は昭和四三年五月二九日腎臓炎のため妊娠三か月で人工妊娠中絶をしたことが認められ、原審および当審における被控訴本人尋問の結果中右認定に反する部分は措信し難い。そして、控訴人は前認定のとおり昭和四一年八月頃逮捕されてから引続き昭和四三年終り頃まで富山刑務所において服役したものであるから、被控訴人は控訴人以外の他の男性と肉体関係をもつたことは確実であり、その相手方も控訴人の主張するような、いわゆるやくざであると推測される。そして、当審における被控訴本人尋問の結果によれば、被控訴人が男と知り合うに至つたのは、二人の子を抱えて生活に困窮し、生計を得るため飲食店に勤めた間のことであることが認められる。

五 次に、控訴人は、被控訴人から、八回にわたり、集団を使つて暴行を受け、 傷害を負わされた旨主張するが、弁論の全趣旨により真正に成立したことの認められる乙第三、四号証によるも右主張事実を認めるには十分でなく、他にこれを認め るに足る証拠はない。なお、当審における控訴本人尋問の結果(第二回)により真 正に成立したことの認められる乙第九二号証は前記認定事実に照らし措信し難い。

六 控訴人が被控訴人に対し、生活費、養育費として、毎月金一〇万円ずつ手渡してきた旨の控訴人の主張に対する判断は、原判決理由三の4に記載のとおりであるから、これを引用する。右認定に反する前掲乙第八〇号証の一、第八九号証の各記載、当審における控訴本人尋問の結果(第一、二回)は、原審および当審における被控訴本人尋問の結果に照らし措信し難い。

七 以上によれば、被控訴人の本件離婚請求は正当として認容すべきである。すなわち、

控訴人と被控訴人の婚姻生活は、当初から夫に粗暴で性的にも執拗な面があり、そのような態度を極度に嫌悪した被控訴人に性的婚姻生活への理解不足の点があつたにしても、控訴人には夫として性経験不足の妻に対し適切に指導する態度を欠いていた。そのため、妻は結婚と同時にノイローゼ(つまり前記認定の心因性反応を指す)となり、精神医の治療を受けた。しかし、この段階では、どちらの責任ともいいきれない面があり、ぎこちない出発ではあつたが、夫婦間にはまだ婚姻共同生活に対する相互協力の意思はあつた。

るころが、控訴人は被控訴人との婚姻継続を強く望むものの健全な仕事により収入を得ようとせず、いわゆる白タクをやろうとして、自動車窃盗などの犯罪行為を重ねて実刑判決を受け、社会的にも容認されず、経済的にも破綻し、妻子の扶養にも不自由したのである。つまり、夫は妻を実家に残して、近隣、近県に職を求めて、別居生活が続き、両名の気持は遊離してゆき、妻はついに離婚を望むようになつた。そして、そのような状態にあつて、昭和四一年八月頃控訴人は逮捕され、同四三年終り頃まで刑務所で服役するようになつて、婚姻生活は破綻した。

一被控訴人が、控訴人の服役中、他の犯罪性のある男としばしば性関係を結んだことは事実であるが、男と知り合うに至つたのは、被控訴人が二人の子を抱えて生活を得るため飲食店に勤めた間のこ〈要旨第一〉とであり、したがのたた。と、控訴人の入所もその原因の一端をなしているのである。しかし、いかに離らの方が離婚を求める資格を失わしめるものというべきであつたろう。しかしながら、控訴人が出所後にとつた態度は、この妻の有責性をかなり上廻る高度の有対性を帯び、結局は妻に離婚の請求権を認めざるを得ないのである。つまり、控訴とを帯び、結局は妻に離婚の請求権を認めざるを得ないのである。要を実力で自己より離れ去つたのを知り、妻を実力で追りでこ人の子を保育園や小学校に通わせている妻を暴力で連れ去ろうとしたのために生活を破壊されることをおそれその居所を転々し控訴人の前から姿を隠している妻に暴行を加えて略取しようとした。

そして、これらの方法が効を奏しないと見るや、控訴人はついに前記のように官憲を欺固して精神衛生法上の強権力を借りて、妻を精神病院に強制収容しようと企てるに至つたのである。ことここに至れば、夫婦間の精神的連帯は、とうてい回復不能の程度にまで破壊されたものというべく、このように破綻の程度をさらに著しく進行させた責は、これを控訴人が負担しなければならず、夫の有責性は妻の有責性を上廻るに至つたものと判断されるのであつて、実質を失つて形骸と化した本件婚姻生活に終止符を打つ権利はこれを妻に認容せざるを得ないのである。

ところで、本件離婚訴訟の準拠法として、法例第二八条により、夫たる控訴人の本国法である大韓民国民法によるべきところ、以上の事態は同法第八四〇条第一項第六号にいう「その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき」にあたり、本件離

婚請求は正当として認容すべきである。

次に、被控訴人の親権者指定の申立について検討する。

〈要旨第二〉離婚の場合の未成年者の子の親権者の指定は、離婚を契機として生ず る親子関係にほかならないから、法</要旨第二>例第二〇条によるが、同条の定める ところによると、親子間の法律関係は父の本国法によるとされるところ、大韓民国 渉外私法第二二条によると、「親子間の法律関係は父の本国法による」とあり、法 例第二九条による反致条項を適用する余地はない。そうすると、本件離婚にともな う未成年者の子の親権者の指定の準拠実質法は、大韓民国法にほかならないことに なる。<u></u>

ところで、大韓民国民法によると

第九〇九条(親権者)「1」未成年者である子は、その家にある父の親権に服従 する。

[2] 父がないとき又はその他親権を行使することができないときは、その家 にある母が親権を行使する。

[3] 婚外子の出生子に対し、前項の規定による親権を行使する者がないとき は、その生母が親権者となる。

[4] 養子の実父母は、出継子に対し親権者となることができない。

[5] 父母が離婚するとき又は父の死亡後母が実家に復籍又は再婚したとき は、その母は前婚姻中に出生した子の親権者となることができない。

とあり、離婚にともなう未成年者の子の親権者の指定に関しては、法律上自律的 に父と定まることになつており、母は権親者に指定される余地はなく、したがつ て、同国の人事訴訟手続上も、わが国の人事訴訟手続法第一五条のような規定はな い(ただし、大韓民国民法第八三七条には離婚と子の養育責任の規定があり、同国人事訴訟手続法第三〇条には離婚にともなう養育者の指定が定められている。)。

そこで、離婚に際し未成年者の子の親権者に母を指定することが、父の本国法上 認められない場合、これが法例第三〇条にいわゆる公序良俗に反するか否かについ て考えるに、本件の場合、前認定のとおり、夫、妻とも、大韓民国の国籍を有する である。、本件の場合、前認定のとおり、人、安とも、人特氏菌の国籍を有りるが、婚姻当時日本に居住し、婚姻届出、婚姻生活すべて日本でなされ、二人の未成年者の子は、いずれも日本で出生し父母の監護養育を受けてきたところ、離婚のやむなきにいたつたものであり、父は扶養能力を欠き、扶養能力のある母が二人の子を監護養育しているものであり、諸般の事情を考慮すると、父は名目上親権者とは なり得てもその実はなく、実際上親権者たるに不適当であることが顕著な場合であ

しかるに、わが国では戦後日本国憲法第二四条により、家族生活における個人の 尊厳、男女の平等が確立し、親族・相続法では家の制度を廃止し、とくに、親子間 の法律関係においては、親権の共同行使、離婚にともなう親権者の指定の制度が定着し、かつ、親権者の指定は子の福祉を中心に考慮決定されるべき事柄であること が定説として実際に現在まて実施され、戦後わが国における親族共同生活ならびに 社会秩序の基盤となつているものである。そうすると、本件の場合、いかに外国人 間の離婚の問題とはいえ、父の本国法である大韓民国民法に準拠すると、わが国て はすでに廃止された旧民法時代の親子関係が復活することになり、子の福祉につい てみても、扶養能力のない父に子を扶養する親権者としての地位を認め、現在実際 に扶養能力を示している母からその地位を奪うことになり、法例第三〇条にいわゆる公序良俗に反するものということができる。そこで、わが国の民法第八一九条第 二項を適用し、被控訴人を親権者と定める。

九よつて、被控訴人の離婚請求を認容した原判決は相当で、本件控訴は理由が ないから棄却し、さらに、主文第二項のとおり親権者指定の裁判をなし、訴訟費用 の負担につき民訴法第九五条、第八九条を適用し、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 植村秀三 裁判官 西川豊長 裁判官